

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

平成26年5月1日

規則第78号

改正 令和3年3月26日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成26年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の規則で定める施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、産業廃棄物の処分の用に供される施設(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 産業廃棄物を排出する者(法第12条第5項に規定する中間処理業者(次号において「中間処理業者」という。)を除く。)が当該産業廃棄物を自ら処分するために設置するもの

(2) 中間処理業者が設置する産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第2号に掲げる産業廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限り。)又はがれき類の破碎施設(移動することができるように設計された施設に限る。)であって、工事現場の敷地内において当該工事現場から発生する産業廃棄物のみを処理するため、当該産業廃棄物の処理に必要な期間に限って設置するもの

(令3規則17・一部改正)

(条例第2条第3号の規則で定める事項)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める事項は、産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量。以下同じ。)(10パーセント以上増大する場合に限る。)その他変更を行うことにより生活環境の保全上の見地から支障が生じると市長が認める事項とする。

(条例第2条第7号の規則で定める利害関係を有する者)

第4条 条例第2条第7号の規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物処理施設から排出される水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。)が流入する河川(これに接続するかんがい用水路を含む。)の流水を利用す

る農業者等であつて、産業廃棄物処理施設の設置に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として市長が認めるものとする。

(条例第2条第8号の規則で定める者)

第5条 条例第2条第8号の規則で定める者は、前条に定める者が組織する農業組合その他関係団体の代表者とする。

(条例第5条第1項の規則で定める行為)

第6条 条例第5条第1項の規則で定める行為は、次に掲げる許可若しくは指定の申請又は届出とする。

(1) 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請

(2) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の3第2号の指定の申請

(令3規則17・一部改正)

(事業計画書)

第7条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

(4) 事業の概要

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(6) 産業廃棄物処理施設の処理能力

(7) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

(8) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(9) 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画

(10) 産業廃棄物の焼却施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号の廃油処理施設を除く。)及び水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設にあつては、焼却灰等の処分方法

(11) 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設及び汚泥、廃酸又は廃アルカ

りに含まれるシアン化合物の分解施設にあつては、汚泥等の処分方法

(1 2) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

(1 3) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する計画

(1 4) 産業廃棄物処理施設の着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(1 5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 5 条第 1 項の規定による事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設設置事業計画書(様式第 1 号)に、条例第 5 条第 2 項に規定する生活環境影響調査実施計画書のほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 誓約書(様式第 2 号)

(2) 産業廃棄物処理施設の周辺の見取図又は位置図(施設の配置がわかるもの)

(3) 事業用地の計画平面図

(4) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書

(5) 事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類

(6) 産業廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図

(7) 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

(8) 産業廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類

(9) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

(1 0) 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(1 1) 事業者が個人である場合には、住民票の写し

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(生活環境影響調査実施計画書)

第 8 条 条例第 5 条第 2 項の生活環境影響調査実施計画書は、生活環境影響調査実施計画書(様式第 3 号)によるものとする。

(生活環境影響調査)

第 9 条 生活環境影響調査は、設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤、生物又は景観に係る事項その他市長が必要と認める事項のうち、関係地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて行わなければならない

い。

(関係地域の設定)

第10条 市長は、条例第6条第1項の規定により関係地域を定めるときは、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地利用及び交通の状況並びに事業計画書及び生活環境影響調査実施計画書の内容等を総合的に勘案するものとする。

(令3規則17・一部改正)

(条例第7条の規則で定める事項)

第11条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
- (6) 縦覧の期間及び場所
- (7) 関係住民は事業計画意見書を提出することができる旨
- (8) 事業計画意見書の提出先、提出期限及び提出方法
- (9) 第4条に定める利害関係を有する者がある場合は、その旨

(周知計画書)

第12条 条例第8条の周知計画書は、産業廃棄物処理施設設置事業計画周知計画書(様式第4号)によるものとする。

(事業計画説明会等)

第13条 事業者は、条例第9条第1項の規定により事業計画説明会を開催しようとするときは、できる限り、事業計画説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。

- 2 事業者は、関係住民から要請があった場合又は事業者が必要と認める場合は、事業計画説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催することができる。
- 3 事業者は、事業計画説明会において、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書面及び図面を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、事業計画説明会に参加した者からの質問、要望等に対し、誠意をもって応答しな

なければならない。

5 事業者は、前項の質問、要望等に対して十分な回答を行うため、必要に応じて補佐する者を同席させることができる。

6 事業者は、事業計画説明会において、関係住民に対し、条例第10条第1項に規定する事業計画意見書を市長に提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限を説明しなければならない。

7 条例第9条第4項の規定による報告は、事業計画の周知に関する実施状況報告書（様式第5号）を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

(1) 事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面

(2) 事業計画説明会の開催以外の方法による事業計画の周知において使用した書類及び図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面等  
(事業計画意見書)

第14条 条例第10条第1項の事業計画意見書は、事業計画意見書（様式第6号）によるものとする。

(事業計画見解書)

第15条 条例第11条第1項の事業計画見解書は、事業計画見解書（様式第7号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による事業計画見解書に記載した内容の周知は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 説明会の開催

(2) 関係住民への文書の配布又は回覧

3 条例第11条第3項の規定による報告は、事業計画見解書に係る周知状況報告書（様式第8号）を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

(1) 事業計画見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 第13条第1項から第3項までの規定は、第2項第1号の説明会について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第9条第1項」とあるのは「第15条第2項第1号」と、「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第2項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第3項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、「事業計画の概要」とあ

り、及び「事業計画の内容」とあるのは「事業計画見解書に記載した内容」と読み替えるものとする。

(生活環境影響調査結果の報告)

第16条 条例第12条第2項の規定による報告は、生活環境影響調査結果報告書(様式第9号)を、法第15条第3項に規定する書類又はこれに準ずる書類を添付の上、市長に提出して行うものとする。

(条例第13条の規則で定める事項)

第17条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第11条第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 関係住民は生活環境影響調査結果意見書を提出することができる旨
- (3) 生活環境影響調査結果意見書の提出先、提出期限及び提出方法

(生活環境影響調査結果説明会)

第18条 第13条の規定は、条例第14条第1項の生活環境影響調査結果説明会について準用する。この場合において、第13条第1項中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第14条第1項」と、「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、同条第2項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、同条第3項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、「事業計画の」とあるのは「生活環境影響調査結果の」と、同条第4項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、同条第6項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、「条例第10条第1項に規定する事業計画意見書」とあるのは「条例第15条第1項に規定する生活環境影響調査結果意見書」と、同条第7項中「条例第9条第4項」とあるのは「条例第14条第4項」と、「事業計画の周知に関する実施状況報告書(様式第5号)」とあるのは「生活環境影響調査結果の周知に関する実施状況報告書(様式第10号)」と、「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、「による事業計画」とあるのは「による生活環境影響調査結果」と読み替えるものとする。

(生活環境影響調査結果意見書)

第19条 条例第15条第1項の生活環境影響調査結果意見書は、生活環境影響調査結果意見書(様式第11号)によるものとする。

(生活環境影響調査結果見解書)

第20条 条例第16条第1項の生活環境影響調査結果見解書は、生活環境影響調査結果見解書

(様式第12号)によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による生活環境影響調査結果見解書に記載した内容の周知は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 説明会の開催

(2) 関係住民への文書の配布又は回覧

3 条例第16条第3項の規定による報告は、生活環境影響調査結果見解書に係る周知状況報告書(様式第13号)を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

(1) 生活環境影響調査結果見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 第13条第1項から第3項までの規定は、第2項第1号の説明会について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第9条第1項」とあるのは「第20条第2項第1号」と、「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第2項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第3項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、「事業計画の概要」とあり、及び「事業計画の内容」とあるのは「生活環境影響調査結果見解書に記載した内容」と読み替えるものとする。

(事業計画書等の変更の届出)

第21条 条例第19条第1項の規定による事業計画書等の内容の変更の届出は、産業廃棄物処理施設設置事業計画書等変更届(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第19条第2項の規則で定める変更は、公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更とする。

3 条例第19条第4項の規定による周知計画書の内容の変更の届出は、産業廃棄物処理施設事業計画周知計画書変更届(様式第15号)を市長に提出して行うものとする。

(廃止届)

第22条 条例第20条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、産業廃棄物処理施設設置事業計画廃止届(様式第16号)を市長に提出して行うものとする。

(あっせん)

第23条 条例第21条第1項の規定によるあっせんの申請は、産業廃棄物処理施設設置事業計画に係るあっせん申請書(様式第17号)によるものとする。

2 市長は、条例第21条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あつせんを行うに当たり、当事者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

(生活環境保全誓約書)

第24条 条例第23条の生活環境の保全に関する誓約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 始業及び終業の時間並びに搬出入の時間帯
- (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 事故時の対応策
- (4) その他生活環境の保全上の見地から市長が特に必要と認める事項

(公表)

第25条 条例第25条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 違反の事実及び勧告の内容
- (4) 公表に至った経緯

(条例の規定を適用しない産業廃棄物処理施設)

第26条 条例第26条の規則で定める産業廃棄物処理施設は、政令第7条第8号の2に掲げる施設であつて、工事現場の敷地内において当該工事現場から発生する産業廃棄物のみを処理するため、当該産業廃棄物の処理に必要な期間に限って設置するものとする。

(令3規則17・追加)

(書類等の提出部数)

第27条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。ただし、市長は、必要に応じて副本の提出部数を増減することができる。

- (1) 様式第1号から第3号まで及び様式第9号(添付書類及び図面を含む。) 正本1部及び副本3部
- (2) 前号に掲げる様式以外の様式(添付書類及び図面を含む。) 正本1部及び副本1部

(令3規則17・旧第26条繰下)

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



(令3規則17・旧第27条繰下)

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第2条に規定する施設として大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第5号）第5条第1項に規定する事業計画書が提出されている産業廃棄物処理施設については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。